

令 7 医 務 保 険 第 1 3 3 8 号
令和 7 年 (2024 年) 1 2 月 2 5 日

山 口 県 医 師 会 長
山 口 県 歯 科 医 師 会 長 様
山 口 県 病 院 協 会 長

山 口 県 健 康 福 祉 部 医 務 保 険 課 長

令和 7 年度「医療機関食材料費高騰対策支援事業（追加支給）」の実施について

本県の保健医療行政の推進につきまして、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、物価高騰により食材料費が高騰する中、医療機関において質の高いサービスが継続できるよう、入院時の食費が厚生労働省告示で定められ、食材料費高騰の影響を価格に転嫁できない県内の医療機関等を対象に「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金」を追加支給することとしましたのでお知らせします。

なお、事業の詳細や申請方法等は、県ホームページに掲載していますので、御確認くださいますとともに、貴会会員への周知について御協力をお願いします。

記

1 申請受付期間

令和 8 年 1 月 6 日（火）から令和 8 年 2 月 2 8 日（土）【必着】

2 県ホームページ URL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/300297.html>

3 対象者

- 山口県内に所在する病院及び診療所（歯科含む）で、申請時点において保険医療機関の指定を受けている医療機関が対象
- 申請時点で休止又は廃止している医療機関は対象外
- 申請時点で入院患者への食事の提供を行っていない医療機関は対象外
- 市町が設置する医療機関は対象外

4 お問い合わせ先

山口県健康福祉部医務保険課

電話番号：083-933-2820

受付時間：9：00～17：00（土日祝を除く）

担	当
医	療
指	導
堀	永

令 7 医 務 保 険 第 1 3 3 8 号
令和 7 年 (2025 年) 1 2 月 2 5 日

各医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

令和 7 年度「医療機関食材料費高騰対策支援事業（追加支給）」の実施について

本県の保健医療行政の推進につきまして、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、物価高騰により食材料費が高騰する中、医療機関において質の高いサービスが継続できるよう、入院時の食費が厚生労働省告示で定められ、食材料費高騰の影響を価格に転嫁できない県内の医療機関を対象に「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金」を追加支給することとしましたのでお知らせします。

なお、事業の詳細や申請方法等は、県ホームページに掲載していますので、御確認ください。よろしくお願いいたします。

記

1 対象医療機関

病院、有床診療所

2 申請受付期間

令和 8 年 1 月 6 日（火）から令和 8 年 2 月 2 8 日（土）【必着】

3 県ホームページURL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/300297.html>

4 お問い合わせ先

山口県健康福祉部医務保険課

電話番号：083-933-2820

受付時間：9：00～17：00（土日祝を除く）

令和7年度 医療機関の食材料費高騰への支援金について

物価高騰による食材料費の高騰が長期化する中、医療機関において質の高いサービスが継続的に提供できるよう、食材料費の高騰の影響を価格に転嫁できない県内の医療機関を対象に「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金」（以下「支援金」という。）を支給します。

対象者	山口県内に所在する病院、有床診療所（以下、「医療機関」という。） ※詳しい要件については「2 注意事項」をご確認ください。
申請期間	令和8年1月6日（火）～令和8年2月28日（土）必着
申請書類	① 申請書（様式第1号） ② 口座番号・名義等が確認できる振込先口座の通帳の写し ※必ず申請者名義の口座を指定してください。 以前に支援金を受給した実績があり、今回も同じ口座への振込を希望される場合、（口座名義人等に変更がなければ）通帳の写しは添付不要です。

※この事業は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」（重点支援地方交付金）を活用して実施します。

1 支援金額

施設ごとの支援金額は以下のとおりで、支給は1施設につき1回限りです。

$$\text{支援金額} = \text{許可病床数} \times 13,200 \text{円}$$

2 注意事項

(1) 対象者等について

- ・申請時点で保険医療機関の指定を受けている医療機関が対象です。
- ・今回の支援金は令和7年度事業（追加支給分）として改めて実施するもので、前回までの「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金」を受給済みの医療機関も対象となります。
- ・申請時点で休止または廃止している医療機関は対象外です。
- ・申請時点で入院患者へ食事の提供を行っていない医療機関は対象外です。
- ・市町が設置する医療機関は対象外です。

(2) 支援金の支給等について

- ・支援金は、申請書を県で受け付けて審査した後、1か月程度でお支払いする予定です。
- ・支給申請書を審査して、適正と認めた場合には支援金をお支払いし、通知等はお送りしません。虚偽の申請等により不支給要件に該当する場合には、不支給を決定する通知をお送りします。

※その他、制度の詳細については、「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金支給要綱」及びQ&Aをご確認ください。

3 申請方法・申請先

- ・メール又は郵送により申請してください。
- ・申請書様式については、以下のURLからダウンロードできます。
- ・なお、申請書様式がダウンロードできない場合は、各健康福祉センター及び下関保健所で配布している申請書をご利用ください。

申請書のダウンロード <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/300297.html>

①メール申請の場合

以下のメールアドレスに申請書（様式第1号）と振込先口座の通帳の写し（不要の場合あり）をお送りください。

メールアドレス byouinshienkin@pref.yamaguchi.lg.jp

②郵送申請の場合

以下のあて先に申請書（様式第1号）と振込先口座の通帳の写し（不要の場合あり）をお送りください。

送付先 〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県 健康福祉部 医務保険課 支援金担当あて

4 お問い合わせ先

山口県 健康福祉部 医務保険課 TEL 083-933-2820
【受付時間：平日9:00～17:00】

令和7年度
医療機関食材料費
高騰対策支援事業

Q & A

令和7年12月17日
山口県健康福祉部医務保険課

1 交付対象施設

Q 対象となる施設の要件は。

A 病院及び有床診療所で、申請時点で保険医療機関の指定を受けているものが対象です。ただし、市町が設置する医療機関は対象外です。

Q なぜ、保険医療機関の指定を受けていないと対象にならないのか。

A 厚生労働省告示に定められた額で入院患者へ食事を提供しており、食材料費高騰の影響を価格に転嫁できない医療機関を対象に支援を行うためです。

Q 申請時点で休止または廃止している医療機関は対象となるのか。

A 対象外です。

Q 支援額の算定対象となる病床数は、どのように数えればよいか。

A 申請時点における許可病床数で申請してください。

Q 申請時点で休床している病床も算定の対象になるか。

A 申請時点で入院患者へ食事の提供を行っていない場合、申請はできません。
食事の提供を行っているのであれば、休床中の病床も含めた許可病床数で申請していただいて構いません。

Q 開設者の本店が県外にある場合でも、申請できるか。

A 山口県内に所在する医療機関については申請できます。一方、開設者の本店が山口県内にある場合でも、県外に所在する医療機関は申請対象外です。

Q 以前に山口県医療機関食材料費高騰対策支援金を受給した実績があるが、今回再び申請して差し支えないか。

A この支援金は令和7年度事業（追加支給分）として改めて支給するもので、過去に支援金受給実績があっても、申請に支障ありません。

2 支援金の申請・交付について

Q いつ支援金は交付されるのか。

A 申請書の受理後、審査を行い、内容に不備がなく適正と認められれば、概ね1か月程度で支援金をお支払いする予定です。

なお、申請内容に確認や補正が必要な場合には、支給に通常より時間を要する可能性があります。

また、申請が極端に集中した場合には、予定より支給が遅れる場合があることをご容赦ください。

Q 法人として医療機関を複数開設している場合、個別に申請するのか。

A 開設者が同じ医療機関については、取りまとめて申請してください。

Q 申請後に申請内容の誤りに気づいたが、どのように対応したらよいか。

A 速やかに県医務保険課にご連絡ください。

なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、支援金を受給しようとすることは不正受給行為に当たりますので、絶対にやめください。

Q 前回までの食材料費高騰対策支援金について申請漏れがあった。今回の申請に合わせて、前回までの支援金について申請できるか。

A 前回までの支援金については既に受付を終了しています。

Q 過去に食材料費・光熱費高騰対策の支援金を受給した実績があり、今回の支援金も同じ口座へ振り込むよう希望する場合、預金通帳の写しは必要か。

A 支援金の振込先として、過去に山口県医務保険課から上記支援金を振り込んだ口座を再度指定される場合、預金通帳の写しは添付不要です。ただし、代表者の変更等で口座情報に変更が生じている場合は添付が必要です。

Q Web口座（無通帳口座・通帳レス口座）への振込を希望する場合、預金通帳の写しを添付できないが、どうすればよいか。

A ネット銀行の口座情報画面など、口座情報（銀行名、支店名、口座名義人、口座番号、普通・当座の別）が分かるものを添付してください。